

尼崎市教育委員会 3月定例会 議事録

1 開会及び閉会の日時

令和6年3月25日 午後3時36分～午後5時42分

2 出席委員及び欠席委員

出席委員等	教育長	白畑 優
	教育長職務代理者	徳山 育弘
	委員	太田 垣亘世
	委員	中平 了悟
	委員	正岡 康子

3 出席した事務局職員等

教育次長	安田 博之
教育次長	増田 裕一
事務局参与	能島 裕介
管理部長	西村 和修
学校支援担当部長	中道 隆広
社会教育部長	橋本 貴宗
企画管理課長	伊元 俊幸
職員課長	西川 欣伸
学事企画課長	中村 直之
歴史博物館長	門田 真由美

日程第1 議事録の承認

日程第2 議事

- (1) 議案第21号 尼崎市教育振興審議会委員の委嘱について
- (2) 議案第22号 職員の人事について
- (3) 議案第23号 尼崎市修学援助金の交付に関する規則を廃止する規則について
- (4) 議案第24号 尼崎市指定文化財の指定について

日程第3 教育長の報告と委員協議

午後3時36分、教育長は開会を宣した。

白畑教育長 本日の日程につきましては、配布いたしております日程表のとおりです。  
日程第1「議事」の「議案第21号 尼崎市教育振興審議会委員の委嘱について」は、個人情報にまで踏み込んで審議することとなりますので、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第21号」は、会議規則第6条の2第1項第4

号、すなわち『教育長または委員から会議の公開が不相当であるとの発議のあった事件』に該当するため、公開しないことと決しました。次に、「議案第22号 職員の人事について」は、会議規則第6条の2第1項第1号、すなわち『教育委員会に属する職員の任免その他の身分取扱に関する事件』に該当するため、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第22号」は、会議規則第6条の2第1項第1号に該当するため、公開しないことと決しました。なお、公開しないことと決しました案件については、日程第3の「教育長の報告と委員協議」の後に審議することといたします。

白畑教育長 それでは、これより日程に入ります。まず、日程第1の「議事録の承認」についてでございます。2月定例会および臨時会の議事録につきましては、先般、事務局より送付しておりますとおりです。内容に質疑等はありませんでしょうか。

白畑教育長 質疑がないようですので、これよりお諮りいたします。2月定例会および臨時会の議事録を承認することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、2月定例会および臨時会の議事録を承認することいたします。次に、日程第1「議事」の「議案第23号 尼崎市修学援助金の交付に関する規則を廃止する規則について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。中村 学事企画課長。

学事企画課長 学事企画課長でございます。「議案第23号 尼崎市修学援助金の交付に関する規則を廃止する規則について」をご説明申し上げます。お手元の資料のうちの20ページの議案説明資料をお開き願います。1の「規則内容」ですが、本議案の規則は、尼崎市修学援助金の交付に関する規則を廃止する規則でございます。次に、2の「廃止する理由」ですが、本規則である尼崎市修学援助金の交付に関する規則は、高等学校等に在籍する市内在住の生徒の保護者等に補助金を支出するための手続を定めたものでありますが、この手続に係る事務は、予算執行に係るものであるため、地方自治法の規定により、市長の権限に属するものであります。教育委員会規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、教育委員会の権限に属する事項に限り制定することができるものでありますが、本規則は、尼崎市教育委員会が有さない権限の事務について定めたものであるため、廃止することいたします。次に、3の「施行期日」ですが、この廃止規則は公布の日から施行するものといたします。最後に、この修学援助金の交付制度につきましては、本議案が可決されましたら、この廃止規則の施行日と同日に、新たに（仮称）尼崎市修学援助金交付要綱という要綱を制定し

施行させる予定であり、引き続き修学援助金の事務を執り行ってまいります。説明は以上でございます。よろしくご審議たまわりますよう、お願い申し上げます。

白畑教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳山委員 市長の権限にある事務を委託されていないのに規則を定めていたということか。

学事企画課長 予算の執行権限は市長にあります。市長部局以外の職員が事務を行える場合がございます。教育委員会では地方自治法180条に規定される補助執行に基づいて事務を行っており、教育委員会の職員は市長の補助機関として事務を行っております。そのため、事務の権限自体は市長にある状態です。また、もう一つは、市長が教育委員会に事務の権限を委任する方法がありますが、本市ではこの方法を取っておりません。

徳山委員 規則は平成26年に策定されているが、これまでの事務は遡って失効することにはならないのか。

学事企画課長 この補助金制度については、条例や規則で定めなくてはならないという法的義務はございませんが、交付決定などの手続きについて規定化することで万全を期すために策定されたものと思われまます。本来は要綱や市長規則で規定するべきものであったと考えられますので、これまでに行った手続き等の事務自体が無効になるとは考えてはおりません。

徳山委員 今までは教育委員会から予算執行していたのか。

学事企画課長 これまでも補助執行で事務を進めておりましたので、市長の名前で予算執行を行っておりました。

中平委員 内容自体に誤りはないが、教育委員会規則で定めていることが誤りだったということか。

学事企画課長 はい。

中平委員 この規則制定が誤りだと気づいた経緯について教えてほしい。

学事企画課長 この規則は平成26年に策定されておりますが、実は、この前身が昭和52年から教育委員会規則として存在しておりました。以前、私が法制課で従事していた際、教育委員会の職員がこの規則の改正についてアドバイスを求めに来られまして、法制課としては、教育委員会規則として定めていることはおかしいと教育委員会にお伝えしていたところです。その後も平成26年の規則の全部改正の際も注意を行いました。廃止はされておらず今に至っており、今回、議案として提出させていただいた次第です。

徳山委員 法制課では教育委員会に補助執行する処理等を行っていたのか。

学事企画課長 市長の権限を補助執行または委任するかどうかの判断は、行政管理課が決定します。法制課では、そのための規定の審査を行っておりまして、補助執行が適正であるかの審査も担っております。

中平委員 要綱に改めるとのことだが、内容に変更は生じるのか。

学事企画課長 この規則自体がはっきりしない部分がございます。所得基準を設けた上で保護者に援助金を渡すとありますが、働きながら高校に行かれています方についても所得基準がかかっているかどうかグレーな状態であるため、この部分は総点検して整理していく予定です。

中平委員 市長の権限の委譲に関する内容は盛り込まないのか。

学事企画課長 今までどおり市長の補助執行として行いますので特に規定は行いません。

正岡委員 ここ数年で修学援助金を受けられたのは何名で、援助金の上限額はいくらか。

学事企画課長 令和5年度の見込みとしましては41人です。令和2年度は108人、令和3年度が84人、令和4年度が59人と減少傾向にあります。減少理由までは把握できておりません。また、援助金は、所得基準を設けて決定しておりまして、国公立の高校では6万円、私立の高校では7万2千円を交付金額としております。市民税の所得割で非課税の方は、県の制度を適用できますことから基本的には本市の制度の対象外としております。

正岡委員 実際に何人くらいまでなら援助金を交付することができるのか。

学事企画課長 令和5年度では86人を見込んで530万円を予算計上しております。

白畑教育長 他に質疑はございませんか。

白畑教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第23号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第23号」は原案のとおり可決いたしました。それでは、ここで職員の入替えを行います。

白畑教育長 議事を再開いたします。それでは、「議案第24号 尼崎市指定文化財の指定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。門田 歴史博物館長。

歴史博物館長 歴史博物館長でございます。お手元の資料21ページ、議-24をお願いします。それでは、「議案第24号 尼崎市指定文化財の指定について」ご説明申し上げます。令和5年度の尼崎市指定文化財の指定につきましては、尼崎市文化財保護条例第14条第2項の規定に基づき、令和5年8月22日付けにて、尼崎市文化財保護審議会に諮問いたしておりましたが、去る2月25日に同審議会より答申をいただきましたので、同条例第5条第1項の規定に基づき、答申がありました指定候補物件を尼崎市指定文化財として指定することにつきまして、ご審議いただくものでございます。それでは、指定候補物件についてご説明させていただきます。指定の種別は、「尼崎市指定有形文

こもんじょ とうだいじだいぶつでんあぶら  
化財(古文書)」でございます。指定番号は、「第60号」、名称は、「東大寺大仏殿 油

なっしょますちゅうもん しほんぼくしょかんすそう  
納所 柘 注文」、員数は、「1巻」、構造及び形式は、「紙本 墨書 卷子装 縦32.  
9cm、横59.7cm」、所有者は、「尼崎市」、所在の場所は、「尼崎市南城内10番地  
の2 尼崎市立歴史博物館」でございます。それでは、1枚めくっていただきまして、  
議案第24号説明資料「令和5年度尼崎市指定文化財の指定について」にそってご説  
明させていただきます。指定候補物件の内容でございますが、東大寺大仏殿で用いる

あぶらなっしょ とうゆなっしょ  
燈油などを調達する、「油 納所」とも呼ばれていた「燈油納所」の所領で年貢の  
計量に用いられた11種類の柘の概要を列記した鎌倉時代後期の年記がある古文書で  
ございます。年号の記載がある別紙部分は、明治21年(1888)8月に国学者の小

すぎすぎむら  
杉 榎 邨が書き写したもので、伝来につきましては不明な部分が多いものの、蔵書印  
がありますことから、同氏旧蔵資料であったことがわかります。平成3年(1991)  
に尼崎市が歴史博物館資料として取得したもので、保存状態は良好でございます。永

とうゆひじり  
仁2年(1294)3月に燈油 聖 の僧が作成したもので、大和・山城・伊賀の3カ国  
に所在する燈油料所の11種の柘の概要が記載されております。中世には地域によっ  
て容積が異なる柘が用いられており、学術用語ではこれらの柘は「地域柘」と呼ばれ  
ていますが、年貢収納時には領主側の柘で再計量する必要がありました。この11種  
の柘も地域柘で、領主である東大寺の柘で計量した1斗あたりの容積が記されており、

とうゆひじり  
他の関係資料などから、本資料は燈油 聖 が後任への引き継ぎのために作成したもの  
とみられます。同内容の文書は他にもありますが、欠落部分があることに加え、筆写  
された時期は筆跡などから室町時代となる可能性もありますが、本資料には他の同内

すぎむら  
容の文書にはみられない文言があり、補写に関する小杉 榎 邨の注記がありますことか

ら、注目される資料でございます。鎌倉時代中期以降、燈油聖は寺内の建物修理や  
寺領莊園しょうえんの経営などの経済活動を担い、その執務所でありました「油倉」は中世後  
期の東大寺の寺院経済を支える重要機関となりました。現市域には猪名莊いなのしょうや  
長洲莊ながすのしょうなどの東大寺領の莊園しょうえんがあり、室町時代には尼崎で物資の運輸・保管・中  
継ぎ取引などに従事した「問丸」と呼ばれる業者が、東大寺油倉と連携して周防国すおうのくに  
の東大寺領の年貢収納を行うなど、尼崎は中世を通じて東大寺との関わりがみられま  
す。本資料は中世後期に東大寺の寺院経済を支えた油倉の実務を担った燈油聖とうゆひじりの活  
動と、地域枡およびその容量を今に伝える貴重な資料でございます。猪名莊いなのしょうや  
長洲莊ながすのしょうでの地域枡の実態は不明な点が多いものの、年貢収納に際しては本資料で示  
されるような東大寺の枡との計量換算が行われていたと考えられます。当時の尼崎と  
も関わりが深い東大寺の莊園しょうえん支配の一端を知る手掛かりとなる資料としても注目  
され、尼崎市指定文化財としての価値を有しております。画像と記載内容を活字にし  
たものは22ページのとおりでございます。以上のとおり、尼崎市指定文化財として  
指定するにふさわしい物件として、このたび答申をいただきましたことから、指定候  
補物件とさせていただきます。なお、参考資料としまして、24ページから現在の  
尼崎市指定文化財の一覧表を、また、27ページ以降に本市文化財保護審議会からの  
答申書の写しを添付しておりますので、あわせてご清覧ください。以上で説明を終  
わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

- 白畑教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。
- 太田垣委員 文化財にも種類があるが、こちらはどの文化財に該当するのか。
- 歴史博物館長 尼崎市の指定する有形文化財になります。
- 太田垣委員 管理や修繕の費用はどこが負担するのか。
- 歴史博物館長 この所在は市になりますので、破損等がありましたら市で全額負担になります。市の所有でなく補助という形ですと、市は2分の1補助という形になります。
- 太田垣委員 市の文化財が今後国宝になる可能性はあるのか。

- 歴史博物館長 可能性としてないことはないと思います。
- 社会教育部長 過去には市指定が県指定に変わったという例もあり、段階を経てという形にはなりません。ただ国宝となると指定を受けるのにハードルが高いです。
- 徳山委員 国指定の国宝になったら尼崎市所有でも、修繕費が国から全額出るのか。
- 歴史博物館長 国の指定になりましたら、国から2分の1以上補助が出て、残りは例えば所有者がいれば、県と市と所有者が3分の1ずつ補助を出して修繕する形になります。
- 白畑教育長 国の2分の1以上というのは予算の範囲内が出るのか。
- 歴史博物館長 そのとおりです。2分の1以上で75%の時もあったと聞いています。
- 中平委員 1点目の質問として、前回の説明の際に永村眞先生に諮問をされると聞いたが、何か特別なコメントや答申はあったのか。2点目として、こちらは非常に貴重なものということで、年記の問題で明治時代の補写で永仁の伝記があって、筆跡だと室町に下がりそうという説明であったが、紙の製法や材料によって時代を判断することもできると思うが、料紙の紙質については、鑑定や評価をいただくことはされなかったのか。
- 歴史博物館職員 1点目の永村先生のご見解については、本市の文化財保護審議委員からメール等でご意見をお伺いしていただき、審議会場でその結果を公表していただきました。永村先生がご著書に引用されたものとこの資料とは一致はしないこと、同内容の文書が複数あるということがわかりました。今回の指定物件には、端裏書という紙の裏側に書くメモがあることや、他の資料では一部欠けている文字がこの文書にはあるということから、資料的な価値は高いという判断をさせていただきました。2点目のご質問、紙の件につきましては、紙を分析しようとするのと、その一部をごくわずかでも切除して検査しなければいけないということになります。表具を改める時などに調べることもありますが、この資料の場合は保存処理の際に特に科学的な検査はしておりません。おそらく紙の分析だけで、年代をどこまで狭く確定できるかというのは難しいと考えられます。委員のご指摘がありました正面左側の朱筆部分ですが、本資料の伝来を考察するうえで結構重要で、もともと東大寺にあったものが散逸する前に、影写という方法で書き写したものがあったということがわかり、本資料の歴史的、文化財的な価値の高さを裏付けるものであると判断をしているところでございます。
- 中平委員 今は裏打ちして保存されているのか。
- 歴史博物館職員 入手したときに若干巻物が傷んでおりましたので、一旦解体して、改めて表具をやり直しております。解体した際に作成年代が明らかになるような情報は特段得られませんでした。

太田垣委員            こういう学術的で良いものがあまり広められないので、もう少し緩く広めて地域活性化につなげるとか、何か教育に生かせないものかと思うが、そのような考えはあるか。

歴史博物館長           まずホームページには、指定になりましたら載せていきます。また、5月以降に歴史博物館の常設展示室で、ぜひ展示したいと考えております。今後、企画展やほかの機会でも皆様に見ていただきたいと思っております。小学校の皆様方には来年度 AMATAN 事業が始まり、多くご来館いただく形になりますので、小さいお子さんには少し難しいかもしれないですが、ぜひ見ていただきたいと思っております。

中平委員                この一斗枡を作ってみてもらうとかはどうか。

歴史博物館職員        文書名から、燈油を計る枡のことが書かれていると思われがちですが、実はお米を計る枡です。尼崎にも東大寺の領地がありましたので、年貢を収納する時などにはお寺が持つての枡で換算するという作業はおそらくされてたと思います。そういった当時の年貢収納の際のやり方を今に伝えるもので、江戸時代になりますと、枡が統一されますが、それ以前は枡がバラバラだったという歴史があったことはあまり知られていませんので、わかっていただく機会になるのかなと思います。

正岡委員                先ほど中平委員が言われた実物を作るというのも含め、今説明してもらったようなことを子供たちや小学生でもわかるような形で、わかりやすく解説を書いたら興味も湧くかなと思う。結構数字だけ見ても差があるので、どうしてそれが生まれたのかなどを書いてもらえたら。

社会教育部長           デジタルアーカイブを昨年10月に公開しましたので、例えば、学校の子供たちがタブレットで見ることできますし、授業で活用していただけたと思います。そういった働きかけや調整など、学校との連携でやっていきたいと思っております。

白畑教育長             他に質疑はございませんか。

白畑教育長             質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第24号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員                異議なし

白畑教育長             異議なしと認めます。よって、「議案第24号」は原案のとおり可決いたしました。次に、日程第3「教育長の報告と委員協議」に移ります。報告を求めます。  
伊元 企画管理課長。

企画管理課長           企画管理課長でございます。「教育委員会3月定例会報告事項」について、ご報告いたします。お手元の資料、31ページをお開き願います。まず、総務関係でございま



す。3月11日及び22日に今年度最後の「政策推進会議」が開催されました。議会関係では、3月5日及び6日に代表質疑、14日及び15日に総括質疑が行われました。質疑内容は、「学びの多様化学校」や「不登校児童生徒への支援」について、「体育館の空調設備整備」や「市立幼稚園のあり方」についてなど、代表質疑の答弁作成数は40件、総括質疑の答弁作成数は64件でした。次に、学校教育関係でございます。2月29日から3月25日にかけて、市立学校園の卒園式及び卒業式を順次執り行っております。次に、社会教育関係でございます。3月12日に、「尼崎市スポーツ特別賞、スポーツ賞表彰式」を執り行いました。また、19日には「図書館を使った調べる学習コンクール教育長賞表彰式」を執り行いました。最後に、今後の主要行事予定でございます。4月9日から11日にかけて、市立学校園の入学式及び入園式を執り行う予定でございます。教育委員会関係につきましては、まず、4月1日に辞令交付式が予定されております。太田垣委員におかれましては、2期目の再任となりますので、ご出席をお願いします。次に、4月4日15時30分より視聴覚室にて始業式を予定しております。昨年同様に皆様にも2、3分程、ご挨拶をいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。最後に、教育委員会4月定例会につきましては、4月22日15時30分からの開催で予定しています。報告は以上でございます。

白畑教育長 報告は終わりました。報告内容について質疑はありませんか。

中平委員 以前にも話題にあげているが、教育委員会の公開性を高めていきたいと思っており、今回の附属機関の委員の委嘱案件の公開方法についても考えていきたい。また、我々、委員の意見交換についても来年度に行えればと思っている。

徳山委員 内容に個人情報を含む非公開案件の公開方法とは具体的にどのようなことを想定しているのですか。

中平委員 個人情報を含む踏み込んだ議論等は事前に平場でさせていただき、承認審査を公開するなどはできるのではないかと考えています。市民も誰が委員になったかを傍聴して確認できると思います。議案書については氏名や住所が載ったものが様式となるのか。

管理部長 概ね市議会の議案に沿った様式としているものです。

中平委員 また、本市は議事録だけをホームページに掲載しているが、他市では資料を掲載しているところもありました。

徳山委員 近畿ではどれくらいの割合でされていますか。

中平委員 そこまではわかりませんが、議事録とともに議案の説明資料を掲載されているところもあるので、できる形で検討していただければと思います。

白畑教育長 他に質疑はありませんか。

白畑教育長 質疑がないようですので、教育長からの報告を終わります。それでは、ここからは非公開といたしますので、傍聴の方はご退席願います。

~~~~~以下 議事の概要は非公開とする~~~~~

(「議案第22号」の内容については、職員課が別途作成)

白畑教育長 以上を以って、本日の日程は全て終了いたしました。  
これをもって、尼崎市教育委員会3月定例会を閉会といたします。

以上、尼崎市教育委員会3月定例会の議事の全部を終了したので、午後5時42分、教育長は閉会を宣した。

尼崎市教育委員会3月定例会において、以上のとおり議事が行われたことを記録します。